

令和元年第3回広尾町議会定例会 第2号

令和元年9月10日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
7番 星 加 廣 保	8番 渡 辺 富久馬
9番 小 田 英 勝	10番 小 田 雅 二
11番 旗 手 恵 子	12番 浜 頭 勝
13番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
兼 住 民 課 長 補 佐	村 上 洋 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大

兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
兼地域包括支援センター長	宝	泉		大
健康管理センター長	村	上	洋	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
保健福祉課子育て支援室長補佐	山	崎	義	和
認定こども園ひろお保育園長	道		尚	子
認定こども園ひろお保育園副園長	成	田	ま	ゆみ
兼豊似保育所所長	成	田	ま	ゆみ
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
特別養護老人ホーム次長	佐	藤	清	美
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム次長	佐	藤	清	美
農林課長	平		浩	則
農林課長補佐	寺	井		真
兼町営牧場長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港湾課長	森	谷		亨
港湾課長補佐	安	岡	伸	弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	山	畑	裕	貴
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	小	川	浩	司
図 書 館 長	奥	村	京	子
兼海洋博物館長	小	川	浩	司

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林	忠
併 書 記 長	道 淳	一

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下	利 夫
併 書 記 長	白 石	晃 基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村	弘 美
事 務 局 長	西 脇	秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道 淳	一
事 務 局 次 長	保 坂	一 也
総 務 係 主 事	西 村	萌

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、9番、小田英勝議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、6番、山谷照夫議員、登壇の上、発言を許します。

1、6番（山谷） 音調津地区の災害時における緊急避難場所及び避難所についてを町長に伺います。

東日本大震災の発生から8年が経過した。また、北海道東部地震から6日で1年を迎えました。

さらに、いつ起きてもおかしくない公表されている超巨大地震と津波、それは十勝沖や根室沖を含む千島海溝沿い超巨大地震であります。その規模は、マグニチュード9クラスと、津波の高さ30メートル超の発生が予想されています。もし、その超巨大地震による予測津波が本町に襲来した場合には、音調津地区の2つの橋や広尾橋等の崩壊により音調津地区は孤立するおそれがあります。

ちなみに、同じく孤立化が懸念される山フンベ、フンベ、美幌地区の緊急津波避難場所の標高は、山フンベ地区集会所が36メートル、フンベ地区高台39メートル、美幌地区高台は41メートルで、3地区の標高は確保されていますが、フンベと美幌地区の高台には、夏場の昆布作業小屋と個人の建物があるのみであります。

なお、地理的状況から現状課題があるのは、音調津地区であります。地形が太平洋を背に沢に位置し、地区の真ん中を音調津川が流れ、国道沿いの橋とその上流に町道の橋があります。そのことから、緊急津波避難時には、この2つの橋の被害状況によっては、2か所に分かれての避難は避けられない現実と、音調津地区住民の孤立化が現実となることが想定されています。

音調津地区住民の緊急津波避難場所は、広尾町地域防災計画の災害応急対策計画において、2か所が指定されている。その1か所は、標高50メートルの道道音調津陣屋線駐車帯付近であり、その第1次避難所は、標高26メートルの音調津定置番屋となっています。もう一か所は、標高44メートルのスキー場跡地でありまして、その第1次避難所は、標高15メートルの音調津総合センターとなっています。

しかし、予想されている30メートル超の巨大津波が本町に襲来した場合には、第1次避難所であ

る標高 26 メーターの音調津定置番屋が浸水、水没のおそれがあります。特に、音調津地区の防災拠点である音調津総合センターの標高は 15 メーターであるため、浸水、水没、倒壊、流出などにより、重要な機能を持つ施設を失うことになるのであります。音調津地区には、家屋など何一つ残ることなく、自分の命を自分で守るため、自助で高いところの指定場所に避難し助かっても、地域住民の高齢化が進む中、それからの命を守るための自主防災会組織等の共助があっても限界があると考えます。一時的であっても、厳しい避難生活を余儀なくされることとなります。

また、2か所の緊急津波避難場所には建物もない、トイレもない、車中での避難状況が一時的であっても、もし厳冬期や夜間、大雪や猛吹雪、台風や豪雨などを想定すると、助かった命及び身体の安全、保護に対する地域住民の不安は深刻であると考えられるものであります。

町の防災・減災状況は、自主防災組織の早期設立は先進的であり、4年に1度の町総合訓練及び津波浸水区域での避難訓練実施により、防災意識の高揚を図っています。

また、避難階段や防災保管庫の増設、そして避難経路、避難場所等を示す防災ハザードマップと見直し版の全戸配布や防災無線など、企画防災係が主体となって取り組んでいることは認識しています。

さらに、町民が安心して住み続けたいと思える持続可能な防災・減災対策の一環として、この重要課題に前向きに正面から対処していく必要があるのではないのでしょうか。

町は、住民がみずから守った生命等の保護を図らなければならない責務があるとすれば、自治体が担う役割、それが公助であると確信します。

なお、今年5月20日、音調津地区で開催されました2019年議会報告会において、議会に対し、緊急津波避難場所での孤立化と、その不安に対する考えや、今後の取り組み等に厳しいご指摘をいただいていることも事実であります。

町長は、音調津地区住民が孤立する不安と、緊急津波避難場所における現状と課題をどのようにお考えかをお伺いします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 山谷議員の質問にお答えをいたします。

平成24年6月に北海道危機対策局から示されました「太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」では、音調津地区は、沿岸最大水位が21.1メートルと示されたところであります。

緊急避難場所につきましては、地域住民の方が命を守るための緊急的に避難するための場所であります。避難所につきましては、避難者を収容するための施設でありまして、食料、物資を提供する施設となっております。避難場所と避難所を分けて取り組んでいるところであります。緊急的に避難をするのは避難場所、それから避難所が安全であると確認された後、避難した方を収容する施設が避難所となっているところであります。

音調津地区につきましては、スキー場跡地、それから音調津陣屋線駐車帯が緊急避難場所となっ

ているところであります。津波の襲来が予測される時間帯、気象状況、最大津波高を判断して、車で避難をしていただきたいと思います。

スキー場跡地の防災保管庫には、食料、飲料水、生活用品等が備蓄されておりますので、一時的にしのいでいただければとは思っているところであります。音調津地区の孤立が予想されますことを考えると、スキー場跡地に防災資機材等をはじめ、備蓄品の再点検も考えなければならないと考えているところであります。

答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） 町長、平成24年6月に北海道から予測図が示されたわけでありましてけれども、私のほうから、政府の地震調査委員会が今年2月に発表したことを覚えているのですが、千島海溝沿いの超巨大地震は、南海トラフと同等か、もしくは過去に発生した東日本大震災以上の超巨大津波が発生したとき、そんなこと、そしてマグニチュードは9クラスと。それから、10年以内に10%あるいは30年以内が40%、50年以内が60%の確率と、この辺を私たちは、やっぱり行政に携わるまちづくりを考える者として、あるいは防災を考える者として再認識をしておくところであると私は思っていますので、冒頭言わせていただきます。

今、言いました南海トラフと同様か、それ以上の超巨大地震が起きるとされていますこの十勝沖、根室沖を含む千島海溝超巨大地震による津波への備えは、北海道はまだ途上であって、道内の市町村には、南海トラフ対策のような国の補助金や国庫金あるいはそういう増額措置がないと、このように明言されているわけであります。

それからもう一つは、過去の津波堆積物の調査から、大体360年から380年の間隔で発生しているのですね、この地震が。それがもう400年経過しておりまして、ここが問題であります。切迫している可能性が高いということでもあります。

そして、この海底の陸と海とのプレートが年間4センチから5センチ変動している、こういう今、予測であります。皆さん知ってのとおり、厚岸町の沖合の海底3か所に地殻変動観測機器を設置して2023年まで調査すると、このようにも公になっているわけであります。

そして、最後になりますけれども、地震学の北大地震火山研究観測センターの高橋教授が、千島海溝超大地震は、津波堆積物調査などから過去発生していることはもう明らかで、今、騒がれている南海トラフよりも証拠がそろっているというのですね。そして、道内でも最低限の施設整備が急務だと訴えています。

私は、このようなことから、ずばり3点を町長にお伺いしたいと思っています。

今、音調津は2か所に分かれているということを念頭に置いていただいているわけですがけれども、津波が襲来するときには車で避難することになっています。何もない路上で避難することになるわけですがけれども、一時的避難は大変なものだと思っています。

それで、緊急津波避難場所に指定されている道道音調津陣屋線駐車帯付近には、一時的避難が可

能な建物やトイレなどを設置することは、地形的なことからも財政的なことから大変難しいと判断されていると私は認識していますが、しかし先ほど述べたように、最低限の施設整備や確保が急務であるとの観点から、既存の公共施設である葬斎場、通称火葬場を一時的な避難場所として使用する考えはないか。その理由は、音調津、美幌、フンベ、山フンベ地区から道路が全てつながっているのです。私も、この間、焼き場のところの前の道路に山フンベから車でずっと行ってきました。そういう道路も私、確認しておりますので、全てこの地区が音調津陣屋線の道路沿いにある葬斎場のところへ出てくるわけですね。ですから、葬斎場の有効活用と一時的な避難と共用が可能であるのかなと。これもまた町民のご理解もいただかなければいけないところでしょうけれども、ひとつ伺います。

それから2点目、今度はスキー場の関係でありますけれども、緊急津波避難場所のスキー場跡地には、防災保管庫には食料や飲料水、それから生活用品等が備蓄されているのは知っています。それを先ほどのように一時的にしのいでいただきたいと、これは理解します。スキー場跡地に防災資機材等をはじめ備蓄品の再点検をするとの、今、答弁をいただきましたが、このところには広い土地と大きい駐車場が確保されているのはご存じだと思っています。そこに、何らかの最低限の一時的避難用の建物あるいはトイレ等の設置が不可欠ではないでしょうか。例えば、さびにくいアルミ製のコンテナ、大型トラックのコンテナのあれを集めてくるとか、あるいは丸太でつくったログハウスはどうかとか、あるいは今あちこちでの仮設住宅などを採用してみたらどうかとか、そして耐震、耐寒、耐熱などのあるプレハブはどうなのか。そして、やっぱりこの中では、何といても、もしやっていただくようなことがあるとすれば、提言ですけれども、基礎は必要であると。その理由は、キツネやタヌキやネズミや蛇などが床下へ侵入するという、そういうものの自然界の生物の巣になっては困るわけで、基礎が必要かなというふうに思っています。これは提言であります。

それから3つ目は、今後想定される大規模自然災害に備えるために、国は「国土強靱化基本法」を策定して、それに基づく「国土強靱化基本計画」を策定して、それを受けて「北海道強靱化計画」と調和した「広尾町強靱化計画」の策定を、今、進めているところだと思っています。その強靱化計画で、この対策を講じる必要があるのではないのか、この3点について町長にお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 山谷議員の防災に関するいろんなご提言をいただいたところであります。議員おっしゃるとおり、北海道も発表しておりますし、関係機関も発表しているところでありまして、短い間隔で千島海溝沖の大きな地震、そして津波が来るという予測が出されているところであります。

音調津地区につきましては、これまでも幾度となく津波の被災を受けている地域でありまして、とりわけそういう地域でありますから、余計に防災に対する意識、これはもう非常に高いものがあるところでありまして、これは本当に各地域から視察が来るほど、防災の活動が進んでいる地域で

あります。総務省もそういった活動を認めて、いろんな資機材を音調津の地域に配置をしているところでもあります。そういった意味では、本当に自主防災組織のきっちり機能が働いている地域でありまして、誰が誰を誘い合って避難をするのかということまできっちり住宅にそれぞれ張り出されていて、そんな体制を音調津の住民の方はとっているわけでもあります。そういった意味で、避難をするというところは、もう本当に十分に訓練もされていまして、避難訓練も出席率も非常に高い地域であります。

議員が今、質問ありました避難した後の問題が、今、課題になっているところでもあります。21.1メートルが来るわけでありまして、音調津総合センターは15メートルしかない、ここが大きな課題であります。本当に21メートルの大津波が来れば、音調津総合センターについては被災を受けて、避難所として使えるかどうか疑問なわけでありまして、そういったときに避難場所であるスキー場跡地、こここのところの設備が、今のところは資機材の置いてある倉庫しかないわけでありまして、こここのところで一時的にどうやってしのいでもらうかということでもあります。

音調津の住民、今、71世帯、121人の方がいらっしゃるわけでありまして、半分以上が70歳以上の高齢者の方々であります。車で避難をしていただくことになっておりますから、1日ぐらいというか、年配の方が多いわけでありまして、車でしのいでもらうということも考えてはあるのですが、冬期間ですとか、いろんな時期的な問題もあります。そういった意味でも、やっぱり何らかの施設も必要なのかなというふうに思っているところでもあります。1日2日、どのぐらいかわかりませんが、そういった期間をしのいでもらうための場所というのは、やっぱり必要なのかなというふうに思っていて、議員からもいろんな提言、仮設住宅並みの施設だとかいろんなことがありましたけれども、1つには、やっぱり考えていきたいなというふうに思っているところでもあります。

今、そして具体的にご質問を3点いただきました。

1つは葬斎場、これを避難所として使えないかということでもあります。避難場所は、スキー場と、それから道道陣屋線の駐車帯がありますから、駐車帯に避難された方が行くところ、建物が無いわけでありまして、そういった方は、当然、美幌、フンベが葬斎場を避難所をしているわけがありますから、そちらのほうに行っていただくことになろうかというふうに思います。改めて、音調津の町内会はじめ、自主防災会にそのこともお伝えをしていきたいと思っているところでもあります。

2点目のスキー場跡地に建物、トイレの設置というご提言であります。

先ほども触れましたけれども、何らかのやっぱり設備が必要だというふうに思っているところでもあります。ただ、どの程度の施設がいいのかということ、日常の維持管理もあります。かといって、やっぱり住民の命にかかわるところでありますから、しっかりとどのような施設が適当なのかということも含めて、町内会含めて自主防災会と相談をさせて、検討をさせていただきたいと思っております。

それから、こういったことを強靱化計画でしっかり取り組むべきではないかというご提言であります。本町の強靱化計画を今、策定中でありまして、住民の方に意見を聞いて、あと議会のほうで

も、この後、議員協議会の中でご説明することになっております。そういった意味でも、この強靱化計画で、強靱化計画というのは、これから起きてはならない最悪の事態、これを回避するための強靱化計画でありますから、しっかりとこのことも位置づけをしながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） スキー場の関係のほうについては、今、町内会あるいは自主防災会と進めていきたいと、このように町長からの答弁でありますから、そういうふうに期待をしなければいけないし、町民の方も安心されるのではないかと、そのように今、感じたところであります。

それで、2つのほうに分かれての避難で、今言ったスキー場の関係は、町長が何らかの形をこれから講じていかなければいけないという前向きな方向性が見えたかなというふうに私は、今、把握しています。

しかし、陣屋線のほうの関係、これについては、今、私が提言した葬斎場の関係でありますけれども、美幌、フンベも今のところ、避難所についてはそこへ行ける、避難できるというようなことでありますので、もし音調津の地域の人何人かでも、あるいは3分の1でも4分の1でもそこへ避難した人は、美幌、フンベの人と一緒に葬斎場を利用させていただくことが望ましいかなと私は思っています。

そこで、一時的な避難所として使用することが、今、利用することができるということですから、葬斎場は知ってのとおり老朽化が進んでおりまして、多分、避難所として利用するのであれば、建てかえだとか、もしくは耐震化が必要ではないのかなと、そんなことをお伺いして終わりたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 当然、美幌、それからフンベ地区の方々も避難所として葬斎場を使うようになるというところでございます。

ご指摘の葬斎場につきましては、築38年経過しているわけでありまして、なかなか耐震診断も、以前に診断をしたところであります。耐震基準、昭和56年以降の建物ですと満たしているのですが、それ以前の建物でありますから、耐震基準を満たしていないところであります。そういうことありますから、公共施設ではありますから、耐震改修しなければならないという認識は持っているのですが、なかなか踏み切れないという事情もご察しをいただければなというふうに思っているところであります。診断の中で、今の葬斎場については1メートルの積雪に耐えられるという設計基準だったのですが、それが変更になりまして、屋根の上に1メートル50の雪が積もった荷重で耐えられる基準に変わっております。そんなことから、建てかえるのが非常に厳しい状況にありますから、屋根のふきかえをして、屋根の上に雪がたまらない対策も今まで講じたところであります。

す。屋根、片屋根で滑るようになっていきますから、そういったことも対応しながら、今、進めているところであります。

この耐震化、葬斎場をどうするのかという点も踏まえて、今後の課題にさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 2点について質問をいたします。

まず、1点目でありますけれども、高齢者のためにバス停に椅子の設置をについて質問いたします。

本町の2015年の総人口に占める65歳以上の割合、高齢化率は34.9%であったものが、本年3月末では38.4%に伸長しております。加えて、75歳以上の占める割合は21.2%、5人に1人以上に達しており、今後も上昇する傾向にあります。

このような状況のもと、高齢者の乗用車運転免許証の返納が年々増加しており、ここ数年、バスを利用する高齢者も増加傾向にあります。

一方、バスを利用する高齢者の方が、バスが到着するまでの間、腰痛やあるいは膝痛のためか、付近の歩道の緑石や停留所看板のコンクリート板に切なそうに座っている光景をしばしば見かけることがあります。本町の市街地におけるバス停留所は15か所ありますが、往路、復路では30か所近くのうち、とりわけ桜が丘団地や北樺、栄町、こぶしが丘団地等の公営住宅近くのうち、これらに居住されている高齢の方が、近隣のバス停でよく見かける光景であります。

過般、あるご高齢の方から、「バス停で5分、10分立って待っているが、とてもつらい。町で椅子とかベンチとかを置いてもらえないだろうか。高齢者のわがままをぜひ聞いてもらいたい」と、切実な声が寄せられたところであります。

高齢者の方が広尾町に安心して住み続けられ、病院や買い物、サロンなどの交流に出かけられる優しいまちづくりを推進するためにも、高齢者の小さな声をしっかり受けとめ、バス停に椅子やベンチ等の設置をすべきものと思います。公共施設で使用していない、あるいは不要になった椅子やベンチなどの活用を図れば、コストをかけなくても設置できるものと考えます。冬期間は、除排雪等のために支障が生じるため、降雪期以外の期間となりますが、設置等については、近隣の町内会や住民の方の協力もいただかなければならないところと考えられます。住民参加による高齢者に優しいまちづくりを、安心して住み続けるまちづくりを構築するためにも椅子等の設置を行うべきと思いますが、町長の見解を求めます。

次に、小中学校教職員の勤務実態の把握状況について質問いたします。

2017年、平成29年12月に中央教育審議会、いわゆる中教審は、「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を策定し、新しい時代の教育に向けた学校指導・運営体制の構築のための方策について示されたところであります。

これを受けて、文部科学省は同月「学校における働き方改革に関する緊急対策」を策定し、北海

道も昨年、平成 30 年 1 月に「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を策定したところであります。このことに関し、本町の小中学校の教職員の勤務実態について、昨年 6 月定例会でも取り上げたところであります。昨年度までは出欠のみを出勤簿で管理をしており、出退勤時間の把握をしていないとのことでもあります。したがって、教職員の労働時数、時間外時数も正確に把握をしていないとのことであったところであります。厚生労働省が 5 年ごとに策定をしている 2013 年から 2017 年「第 12 次労働災害防止計画」では、14 項目中 1 項目しか達成していないとの結果報告をしておりますが、労働者の自殺した認定件数、健康診断における有所見率が右肩上がりであるとの報告もされております。

2016 年、平成 28 年 6 月に施行されました「改正労働安全衛生法」は、本年 4 月 1 日より時間外勤務の上限を原則月 45 時間、年間 360 時間までとしております。臨時的な特別事情でも年間 720 時間までとしておりますが、この場合、複数月の平均を 80 時間以内とし、月 45 時間を超えることを認められるのは年 6 回までとする規制を設けております。さらに、残業時間が過労死ラインとされる月 80 時間を超えると、医師による面談の対象になることが通知されることになります。

また、文部科学省は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、学校の運動部活動は、学校教育の一環として行われ、体力や技術の向上を図るほか、人間関係の構築を図る上で教育的意義は大きいとしております。したがって、文部科学省は、当該勤務時間に部活動の指導や時間外の授業準備を含め、合わせることにしております。

加えて、従前は管理監督者を除く教職員を対象に適正な労働時間の把握をしてきましたが、労働安全衛生法の改正により、4 月からは、管理監督者も労働時間を把握することが義務づけられたところであります。

北海道教育委員会では、平成 28 年度の教職員の時間外勤務実態調査で、過労死ラインを超える月 80 時間以上勤務で、中学校教諭では 47%に対し、教頭先生は 73%に達しております。北広島市教育委員会では、市内小中学校全 6 校に IC カードを導入し、出退勤時間の把握しております。士別市教育委員会では、試験的に指紋認証システムを導入し、出退勤時間を把握しております。士別市教育委員会では、IC カードを忘れたり、紛失するリスクを回避するために同システムを導入したとのことでもあります。

さて、本町における 4 月以降の小中学校の教職員の出退勤時間はどのように把握しているのか、また、あわせて管理監督者を含む教職員の時間外時数はどのようにになっているか、お答えをください。

加えて、文科省は部活動の指導や授業準備等の時間外勤務の時間を合わせて月 45 時間以内にするように指導しておりますが、本町の実態について答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

高齢者のためのバス停の椅子の設置についてであります。

昨今の高齢者の危険運転による事故の報道に、私も心を痛めているところであります。高齢ドライバーの運転免許返納の動きが加速することにより、本町におきましても路線バスなどの地域の足である公共交通の必要性が、今後ますます高まるものと考えております。

議員からのバス停に椅子やベンチを置いてはどうかというご提案であります。現在、町内のボランティアや個人の方のご厚意によりまして、町内数か所の歩道脇にベンチが設置されているところであります。バス停への設置につきましては、バス停周辺の状況なども調査した上で、設置可能と判断される箇所につきまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

設置に際しての課題といたしましては、国道や道道に置く場合は、国や北海道に対し、道路占用許可の協議が必要なわけでありまして、その中で、椅子やベンチが道路を走行する車両や通行人などに危険を及ぼすことのないよう、安全対策を万全にしなければならないこと、また、日常的な管理におきまして、地域の住民や周辺の事業所の協力が必要不可欠であると、そういうことが挙げられております。路線バスの利用環境が向上することによりまして、町民が通院や買い物などで安心してバスを利用していただけること、あわせて路線バス維持の観点からもバスの利用増加につながることを希望するものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 前崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

町内小中学校教職員の勤務実態把握につきましては、エクセルによる全職員の勤務時間管理を昨年の2学期より行っております。これは、教育委員会職員、私どもの職員ですけれども、エクセルによる勤務時間管理ソフトを作成いたしまして、学校職員が出退勤時にパソコンの画面をクリックすると自動的に集計が行われ、1週間の勤務時間がグラフによりあらわされる仕組みとなっております。

また、出張や部活動によりパソコンの操作ができない場合、後ほど勤務時間を手打ちにより入力することもできるようになっております。このシステムにつきましては、北海道通信社によります記事として掲載をされておりまして、他の市町村からも照会があったところでありまして、希望する町村には提供をしているところでございます。

時間外時数については、町内3校のうち2校が時間外勤務の上限である月45時間を超えている状況となっております。本町といたしましては、昨年6月に策定をいたしました「広尾町働き方改革アクション・プラン」を今年4月に改定をさせていただきました。

また、現在、策定中であります「広尾町立学校の部活動のあり方に関する方針」の実施や、各種教育関係団体の見直し、整理統合により会議等の削減、指導要録のシステム化、校務支援システムの導入による教職員の負担軽減に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目のバス停留所に椅子等の設置についてでありますけれども、先ほども触れておりますけれども、町の中で、例えば旧町立病院の跡地にボランティア団体によるベンチの設置だとか何か所かあります。また、一部商店街でも任意に椅子を設置して、高齢化層のためにそういう設置をしている、そういったところもありますが、バス停に関して言えば、いわゆる本通の十勝神社前の停留所、ここにもバス停のすぐ後ろに十勝神社敷地、用地内に設置しております、ここは先ほど言った国道、開発局の道路占用許可は要らないかなというふうに思うのですけれども、そういった意味では、多くがそういった設置がされていないということで、先ほど言ったように、道路の縁石ですとか、バス停留所の看板のコンクリート板ですね、コンクリート板というのは縦横45センチ、30センチで、高さが20センチぐらいなのですね。そこに座る方を見かけるのですけれども、はかったら12、3センチぐらいのスペースに腰をおろしているという方を見かけますけれども、過般、帯広の市内を走行しておりましたら、たまたま偶然、帯広でも、やはりバス停留所のコンクリートに腰かけているご高齢の方を見たのですけれども、帯広の場合は、複数のバス事業者が運営しておりますので、たまたまそこは停留所のコンクリート板も高さも30センチぐらいあって、ちょっと一回り大きいということで、多少座り心地がいいのかなと思ったのですけれども、いずれにしても今そういった部分では、私も実際そういった光景はしばしば見えて、やっぱり何とかしなければならぬというふうに思っておりましたけれども、今回たまたまご高齢の方、2、3の方からぜひ椅子等の設置をしてもらえないかというような切実な要求をいただきまして、これは高齢者に優しいまちづくり、安心して住み続けられるまちづくりを目指す本町として、ぜひこれは必要なことだなというふうに思ったところであります。

先ほど、設置についても、ふだんの管理についても、地域ですとかそういった付近の住民の方々の協力もいただかなければなりませんし、あるいは関係機関との協議も必要でありますけれども、ぜひこれは前向きに取り組むべきものというふうに考えますけれども、改めて町長のお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） バス停に椅子の設置のことでありますけれども、今、神社前と、それからバスの駐車場ですか、2か所置かれております。いずれも歩道から外れた民地側にそれぞれ設置をされております。

やっぱり歩道に置くとなれば、町道は私も管理者でありますから、歩道の中に椅子を置くというのは、なかなか通行上、無理があろうかなと思います。そうすると、置けるとすれば、道路を外した民地側に置くようになろうかと思います。そういった意味では用地の所有者の協力、それから

置くとすれば、やはり強風で飛ばないように椅子にしなければならないというふうに思っております。神社前の椅子につきましては、ちょっと角材みたいなので椅子になっていますから、あれはなかなか風では飛ばないかなというふうに思っております、ああいった椅子ではないとだめかなというふうに思っております、そういった意味でも、やはり場所、それから土地の所有者の協力、そういったものを含めて総体的に考えなければならないというふうに思っております。

バス停の位置も十勝バスで40か所ありました。JRの日高線で4か所ありまして、サンタ号で6か所ありまして、議員おっしゃった特に町の中の、やっぱりお年寄りが乗りおりするところが重要かなというふうに思っております、そういった意味で、どういった形でできるか検討してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今月は敬老会が各地で開かれておりまして、そういった意味では、いろんな機会でご高齢の方とお話する機会が増えているわけでありましてけれども、先ほど、管理ですとか維持についての課題があるということでありましてけれども、確かにそのとおりだと思いますけれども、実は、私のほうに言ってこられたご高齢の方、桜が丘にお住まいの方なのですけれども、その方は、例えば公営住宅側の用地に支柱か何かをつけて、そこで椅子を縛るとか何かをすれば、風等でも維持できるのではないかな、あるいは電柱とかそういったものに固定化することによってできるのではないかなというアドバイスもいただいたところなのですけれども、いずれにしても、それぞれの箇所ではいろんな条件がありますので、全てがクリアというわけにはいきませんが、特に私どもを含めてそういったご高齢の方が利用する頻度の高い箇所については、状況を見ながら段階的に進めていく必要があるのではないかな、やはりご高齢の方の本当に切実な要望として、きちっと受けとめていかなければならないというふうに私も思ったところでありますので、そういった意味で、行政としても真摯にそういった高齢者の方に寄り添うということで、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 椅子の設置につきましては、状況から判断して限られた場所になろうかというふうに思っておりますけれども、現地、十分把握しながら取り進めていきたいというふうに思っております。

おります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次に、小中学校教職員の勤務実態についての再質問をいたします。

先ほども、本町も昨年の定例会で取り上げた以降、逐次、出退勤の管理をしているということでもありますけれども、先ほども北広島市あるいは土別市の事例等をご紹介させていただきましたけれども、例えば北広島市は、ＩＣカードを使って出退勤時間の管理を始めた。例えば、土別市では、これは小中 11 校のうち土別小だけなのですが、指紋を読み取る機械での指紋認証方式、これは機器が 1 万 5,000 円程度と安く設置できたということで、今後、広げていきたいというような意向であるのですが、本町の場合は、いわゆるパソコンによる起動等の部分で管理をしておりますけれども、今後もそういう形態で出退勤時間の管理をされるのかどうかをお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 当面、今のシステムを使い続けたいというふうに考えておりますし、ちょっと管内の状況を参考までにお知らせをしますと、今後、タイムカードが 2 件、ＩＣカードが 3 件、それから私どもが導入していますパソコンが 8 件、それから形態は違うのですが、パソコン起動、シャットダウンをすることによって把握するのが 6 件というような形になっております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 文部科学省で平成 28 年度に教員の勤務実態調査をしておりますけれども、先ほども一部触れましたけれども、道教委のほうでも平成 28 年度の勤務実態を把握しておりますが、例えば小学校教諭のいわゆる月 80 時間、過労死ラインを超える部分が、小学校の先生方では 23.4%、中学校の先生では 46.9%となっていて、これが教頭先生になると小学校でも 70.8%、中学校では 72.7%という形で、特に管理職の副校長あるいは教頭先生の勤務実態が多いということで指摘をされておりますけれども、今回、文科省が言っております月 45 時間以内という部分が本町の場合、3 校のうち 2 校が時間外勤務時間の 45 時間を超えている状況であると。とりわけそういった先生方の部分ですとか、あるいはさっき言った、いわゆる管理監督者である教頭先生、この辺のそれぞれの実態って、もし把握していればお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 今、今年の 7 月のシステム集計表を見ているのですが、人によって差はあり

ます。特にやっぱり管理職、教頭先生あたりは、その月によりますけれども、一般教員の方よりは多いかなというふうには思っております。今、クリアしている学校、豊似小学校はクリアをしています。あとは、広尾小と広尾中ということで、この月 45 時間を現在超えている先生もおりますし、それをクリアしている先生もおりますけれども、やっぱり現場の教職員が、このアクション・プランをどの程度、受けとめるかという個々の意識が必要ではないかなというふうに思っています。やっぱりアクション・プランというのは、一つの目安であり目標値でありますので、それをいかにクリアしていくかということが大切で、その意識を持つということが必要かなというふうに思っています。今後も現場と十分調整をしながら、この月 45 時間というものに対してクリアをしていきたいなというふうに考えています。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4 番（前崎） この 4 月から労働安全衛生法の改正によって勤務時間の把握をすると、そういったことで、1 つにその効果としては、要するに教員自身が勤務時間を短縮する意識が高まったと、そういった効率化が結果として図られているということが述べられておりますけれども、一方で懸念されることは、時間外勤務をしないようにということで、逆に自宅に持ち帰って残った業務をやられる、これは一般的に隠れ残業というふうに文科省でも指摘をしておりますけれども、そういった隠れ残業の把握だとか、そういったことをなくす努力もこれから必要になってくるというふうに考えております。

それで、先ほども触れましたけれども、昨年、文部科学省スポーツ庁の部分で、特に部活動も勤務時間にカウントする、教育の一環であるという定義で、例えば平日は週 1 日、それから土日のうち 1 日、要するに週 2 日は休むということで提案されましたけれども、北海道教育委員会のアクション・プランでは、平日週 1 日休むけれども、土日は月 1 日ということで、いわゆる文科省の言っている部分と反する策定が出されたわけなのですけれども、先ほどの答弁では、この 4 月から週 2 日休むということで改定したということでありますので、これはこれである意味、文科省の提起されている内容で当然かとは思うのですけれども、この中で、例えばこの運動部活動の部分で 1 日の活動時間なのですが、スポーツ庁では平日では長くとも 2 時間、それから土日の場合は 3 時間程度ということで、この時間で、短時間で合理的かつ効率的に行うというふうに書いてありますけれども、道教委の場合は、これが活動時間は、平日で 2 時間から 3 時間、それから土曜、日曜、これは半日程度ということで、スポーツ庁が示している基準から見ると、道教委のアクション・プランは 1 時間程度長く見積もった形でやっているのですけれども、この辺の活動時間については、4 月以降どのように改定されたのかをお願いしたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 確かに、前崎議員おっしゃられたように、昨年の 6 月に策定をしたアクショ

ン・プランにおきましては、平日 2、3 時間程度という策定をしておりましたが、今回 4 月に策定した中では、長くて平日は 2 時間、土日は 3 時間という形で見直しをさせていただいております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4 番（前崎） 運動部活動については、特に中学校に関しては、きちんと位置づけをされておりますし、これは例えば教職員の働き方改革ということで、勤務時間時数の短縮だけにとどまらず、いわゆる子どもたちの将来の健康ですとか、そういったものを総合的に含めて週 2 日、休養日をつける。それから、活動時間の短縮をうたわれておりますので、やっぱり主は子どもたちのためということも当然、私も認識しておりますし、過般、東北ブロックで、例えば大船渡高校の佐々木投手が、甲子園出場をかけた決勝で監督が投球を回避して、結果として敗北いたしましたけれども、いろんな賛否両論ありましたけれども、生徒の今後のことを考えて英断だという評価が後段、圧倒的に多数を占めたと思うのですが、この中で、中学校については、授業の一環という位置づけなのかもしれませんが、小学校の場合、当然、広尾町にも野球ですとかバレーですとかサッカーですとかいろんな種目もありますけれども、小学校については、これは授業時数という位置づけではありませんので、要するに自発的な部分といいますか、そういった意味で、例えば町内においては、幾つの少年団に何人の先生がかかわって少年団活動を支援されているのかというようなことと、先ほど言った時間短縮も含めて、そのことが教職員の、いわゆる過重負担にならないような方策、そういったものをどのように講じられているのかも、あわせてご答弁いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 現在、町内で 10 の少年団が活動しております。そのうち教員以外の外部指導者と言われるのが 7 団体おりますけれども、種目で言いますと、サッカー、卓球については、ほとんど外部の指導者に頼っているということで、一般の教員がかかわっていることはございません。

ちなみに、今、先生方がかかわっている少年団といたしましては、野球、バスケット、バレー、水泳、陸上、吹奏楽、ここに 11 名の教員がかかわっているというような実態でありまして、この辺も、私どもアクション・プランを策定した中で、どう改善していけばいいかという先生方の考え方というのですか、今後どうしていこうかということも内部で協議をされているようでございますので、ちょっと様子を見たいなという気はしていますけれども、何らかの改善は図られていくものだというふうに考えております。

（「以上で終わります」の声あり）

1、議長（堀田） 次に、11 番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11 番（旗手） 私は、消費税増税に伴う地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の負担増について、町長に質問をします。

安倍政権は、国民多数の反対の声に背を向け、10月1日から消費税10%への増税を強行しようとしています。6月の消費動向調査では、消費者心理が9か月連続で悪化、日銀短観では、企業の景況判断が2期連続で悪化しています。

民間シンクタンク、ニッセイ基礎研究所の斎藤太郎氏は、日本経済が消費税増税に耐えられるかというレポートを発表、それによると、足元の個人消費が前回2014年の消費税増税時に比べ、かなり弱いと指摘をしています。駆け込み需要が本格化する前となる増税3年前からの個人消費の推移を比較すると、前回増税時には年平均で2%の伸びだったのに対し、今回はゼロ%台の低い伸びにとどまっているといいます。

輸出を取り巻く環境は、前回増税時よりもかなり厳しく、外需も不透明感の高まりがあるといえます。7月までの商業販売額、卸売と小売の合計は、昨年12月以来、8か月連続で減少するなど国内景気は悪化し、アメリカー中国間の貿易戦争など、世界経済のリスクも一層拡大しています。その上、複数税率対応のレジ機器等導入が間に合わない商店も多く、ポイント還元でも混乱は必至と言われています。

こうした状況の中で実施されようとしている半月後の消費税増税について、町長の見解をお示してください。

命と健康にかかわる公的保険医療は、消費税「非課税」とされ、医療機関は患者から消費税を受け取っていません。しかし、診療に必要な機器やベッドなど消耗品の購入に係る消費税については、初診料や再診料など診療報酬の上乗せで補填される仕組みになっています。

高度医療機器や施設整備で高額投資を行うと、巨額の消費税負担を余儀なくされるなど、補填不足となることが指摘されています。実質的に病院は、仕入れに対する最終消費者として消費税を損税として自己負担せざるを得ない状況となっています。経営を圧迫する要因となっているのでしょうか。

本町、町立病院の過去5年間の消費税損税額は幾らになっていますか。

また、消費税10%に増税された後の負担増は幾らになるのか、見込額をお示してください。

消費税10%引き上げに向け、国は「診療報酬の配点方法を精緻化する」ことで医療機関種別の補填のばらつきは是正されるとしています。医療現場ではそうはならないとの声もあります。

消費税増税中止と、個々の医療機関の消費税負担額を還付する「ゼロ税率」を適用し、負担解消を図るよう国に対し要望すべきだと思います。医療費のゼロ税率の導入は、日本医師会や全国保険医団体連合会なども求めています。国に対し、病院経営を圧迫する消費税損税をやめさせ、診療報酬にゼロ税率の導入を要望すべきと思いますが、町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の増税に対する見解であります。

消費税率及び地方消費税率の引き上げにつきましては、社会保障と税の一体改革の趣旨であります。国は、この消費税引き上げによる景気の腰折れを防ぐために経済対策を打ち出しておりまして、全力を挙げるとの意向が示されているところであります。

町といたしましても、今後も国の動向等を注視するとともに、情報収集に努めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の町立病院の過去5年間の消費税損税額についてであります。

平成26年度1,680万1,000円、平成27年度1,901万9,000円、平成28年度1,445万7,000円、平成29年度1,536万5,000円、平成30年度2,045万6,000円となっております。保険診療報酬は非課税となっております、自由診療や一部の使用料・手数料が課税対象となっております。

町立病院は、課税売上額が5,000万円以下であるために簡易課税制度を選択しておりまして、課税売り上げに係る消費税に一定の率を乗じた額を控除仕入れ額としております。今回の消費税損税につきましては、事業費用と資本的費用での課税仕入れの消費税額から簡易課税控除仕入れ額を控除した額としております。

次の10%に増税された後の負担増の見込みについてであります。

平成30年度の実績をもとに試算をさせていただきました。診療報酬の改定による増収見込額が384万2,000円、消費税改定による費用の消費税増額見込額が426万9,000円で、増税による負担増の見込額は42万7,000円となる見込みであります。

なお、その年の医療機器等の設備投資の金額によって影響額は変わるところであります。

3点目の医療機関の消費税負担解消につきましては、消費税損税問題は、消費税率引き上げ時に行われる診療報酬への補填を精緻化することで補填のばらつきが是正されているとの見解が示されております。医療における消費税について、保険診療に係る消費税は非課税とされ、患者さんから消費税をいただいております。しかし、診療機関が保険診療を行うために仕入れる薬品や設備などに対しては消費税を支払っており、控除対象外消費税が発生をしているところであります。

一方、その一部は診療報酬に上乗せされているわけでありまして。診療報酬に上乗せするだけの現在の方法では、問題解決にはならないと言われております。控除対象外消費税が発生しない仕組みとして、消費税法を改正し、保険診療を課税として、患者負担を増やさないゼロ税率にして課税取引にすることで、非課税とは異なり、医療機関が支払った消費税は全額控除され、マイナスになれば還付される仕組みも提案されているところであります。

今後は、国がさらなる施策を進めるよう、町といたしましても要望していく必要があると考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11 番（旗手） 消費税の損税は、平成 26 年度が 1,680 万 1,105 円で、その後、途中で増減はありますが、平成 30 年度は 2,045 万 5,563 円と増えているということが、今、町長の答弁で明らかになりました。それで、消費税増税の影響額は 426 万 9,313 円で、報酬改定による影響額は 384 万 1,760 円ということですから、42 万 7,000 円負担増となる見込みだという今の町長の答弁でした。

町長は、診療報酬に上乗せするだけの現在の方法は、問題解決にならないと言われました。消費税法を改定して、診療報酬を課税とし、患者負担を増やさないゼロ税率にして課税取引することで、非課税とは異なる、医療機関が支払った消費税は全額控除され、マイナスになれば還付される仕組みも提案されている、町としても要望していく必要があると答弁されました。私も全くそのとおりだと思うのです。これからの病院の計画の中では、高度医療機器の導入も計画をされていることですから、このことについての対応は急がれると思うのです。

地域医療を支える病院の経営を守るためには、今の方法にかわる対応が必要だと私も思います。全国自治体病院協議会なども、このことは要望していると思うのです。ゼロ税率は、非課税と違って、仕入れ段階の消費税が払い戻されて、輸出大企業が活用している制度なのです。それで、輸出大企業には認められて、住民の命を守る医療機関には認められないと、こういうことはないはずだと思うのです。自治体病院はどこも苦勞されていることですから、このことについては、町長も国に要望するということをおっしゃっていますが、これはもう早急に取り上げていただきたい。そのことについて、もう一度お答えをお願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問、私どもも課題としている 1 つでありまして、全く同感であります。町村会ですとか、いろんな要望箇所があるのですが、自治体病院の持っている町村というのは限られているものですから、なかなか町村会では、統一要望事項にはなり得ないところであります。今、議員がおっしゃった全国自治体病院協議会などの組織もありますから、そういったところに、こういったこともしっかり要望をさせていただきたいというふうに思っております。

また、以前にも、政府の与党である自民党にも、政策懇談会などでこの問題については提起をさせていただいたところであります。不採算を扱う公的病院でありますから、それでなくても経営は大変なのに、消費税の損税がもう 2,000 万円以上発生するという、経営にも大きく影響があるわけありますから、しっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、10 番、^{おだ}小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10 番（^{おだ}小田） 最初に、カジノを中心とした特定複合観光施設、いわゆる I R の北海道への誘致について、町長の考えを伺いたいと思います。

北海道として、その誘致合戦に参入するかしらないかという問題ですが、北海道という自治体を預かることの鈴木知事としては、そのスタンスは当初より変わらず、彼は、プラスの面とマイナス

の面を総合的に判断し、道民目線だと理解できないというか、よくわからないような点で一貫してその考えを示しているわけであります。

また、道庁としては、これまでの説明会、そしてPCのホームページでのアンケート調査を続けていくようではありますが、それらによるとIRの誘致に肯定的な意見は6割から8割くらいとなっていますが、しかし北海道新聞の世論調査では、これは毎月行われているようですが、真逆の結果が出ています。反対する人の割合は、私も含めまして、そしてここにおられる多くの人を含めまして、ほぼ7割という数字が出ています。

さて、この広尾町も北海道を構成する一つの自治体として、そして将来に対して責任ある大人たちの立場として、その賛否を自分自身に問う時期に来ているかと思います。そして、首長である町長という立場においても、明確な賛否の判断をされ、そして広尾町住民に対して示すことも当然のことだと思います。同時に、その意見や考えが、他の自治体においても一定の判断材料となるやもしれませんし、また、一つのきっかけとして、いい意味での論議がスタートすることを考え、サンタランドからのカジノに対する反対のメッセージとならんことを期待して、この質問をしたいと思います。

2つ目は、議会側から選出される議員選出監査委員についてであります。

2年前に地方自治法が一部改正され、監査制度の充実強化のため、幾つかの見直しが実施されました。その中で、議員のうちから選出する監査委員の選任の義務づけが緩和され、議会から選任するかしないかについては、各自治体の判断によるということになりました。監査委員と議会のそれぞれの監視機能の役割分担を考慮していく場合、監査委員は、専門性のある識見監査委員に委ね、専門性や独立性のある監査が行われ、監査機能の強化が図られ、議会は、議会としての監視に集中し、議会自体の機能強化に励みなさいという趣旨からの地方自治法の改正かと思います。このことについて、議会選出監査委員の指名提案する側の町の立場からの考えを求めたいと思います。

3番目の質問は、子ども農山漁村ホームステイ事業の継続の意義と新たな取り組みについてであります。

基本的にこの事業については、私個人としては、幾つかの問題点において反対の立場をとっています。その幾つかの問題は、本州からの子どもたちの負担はほぼゼロで、飛行機運賃を含め、その宿泊、食事等の費用も全て、いかにふるさと納税の収入を使おうと広尾町の負担で、相手方は例えば3割とか2割の負担も全くないことであります。

また、もう一つの問題点は、この事業にかかわるコーディネートとして、巨額の費用をコンサルタント会社に支払っています。これも西海市との交流事業同様の仕組みで、職員のヘルプやボランティアで、より効率的に行うことができると思います。

さて、相手先学校の選定であります。なぜこの荒川区の小学校に決まっているのか、その理由に納得性はないように思います。また、なぜこの学校と町民からも疑問の声が聞かれます。再度明白な回答を求めたいと思います。

そして、このような事業の取り組みでお聞きしたいのでありますが、例えば帯広のボランティア団体が、被災地福島の外で自由に遊べない子どもたちを招待して、十勝の自然を楽しんでもらう保

養事業というものがありまして、帯広市も補助金を支出し、応援しているケースがあります。このような恵まれない教育環境にある学校を対象とし支援するような形でプレゼントすることこそ、サントランドのまち広尾町として考え、実行すべきではないでしょうか。

以上、3点お答えください。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の特定複合観光施設、いわゆる I R の北海道の誘致についてであります。

2016年12月に統合型リゾートの整備推進法案、通称カジノ法案が成立をしたところであります。この法案は、単にカジノをつくるための法律ではなく、カジノのほかにホテル、劇場、映画館、アミューズメントパーク、ショッピングモール、レストランなど複合集客施設をつくって、観光客、特に外国人観光客を呼び込み、日本経済を活性化させることが目的とされています。

カジノを含む統合型リゾートをつくることでのメリットとして挙げられているのは、外国人観光客の増加による経済効果であります。国は、日本の停滞している経済を活性化させるためには観光客を増やすことが大きな鍵と考えており、その大きな一手として、カジノを含む統合型リゾートの誘致を推進しております。統合型リゾートの周辺施設に大量の雇用が生まれる見込みがあり、また、統合型リゾートが誘致されれば、インフラ整備による地域の活性化につながるとも言われております。

一方、カジノを含む統合型リゾートの誘致によって、気楽に行くことができってしまうため、ギャンブル依存症に陥る人が増加するのではないかと問題視されております。また、外国人観光客をはじめ多くの人々が集まるので、犯罪が起りやすくなり、治安が悪化するのではとの声があるようであります。

北海道が道内誘致の是非の判断材料とするため、9月から11月にかけて道民アンケートを実施するようでありますので、アンケート結果を注視したいと考えているところであります。

2点目の議会選出の監査委員の廃止についてであります。

地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、議選監査委員の選任の義務づけの緩和を図る監査体制の見直しについては、平成30年4月1日に施行され、地方自治法第196条第1項において「条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。」とされたところであります。

地方自治法改正に至った理由といたしまして、監査委員としての専門性や独立性などの問題が挙げられておりますが、一方で議選監査委員のメリットとして、幅広く行政を監視する議員は、財政会計においても実効性のある監査を期待できる、2つ目として、住民代表として執行機関に対する権威、責任を保つことができるなどが挙げられているところであります。このように、メリット、それからデメリット等も言われているところであります。

この議選監査委員の廃止の議論につきましては、議会の中でも十分に議論をしていただいて、理

事者双方で協議をしていくものと考えているところであります。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、3点目の子ども農山漁村ホームステイ事業の関係であります。

今、取り組んでいます子ども農山漁村交流事業につきましては、地域再生法に基づく国に認定申請書を提出し、国の認定を受けた地域再生計画に織り込まれているホームステイ事業であります。地方創生に資すると国が認定したこの事業に企業が寄附をいたしますと税制が優遇される、企業版ふるさと納税寄附金と個人版のふるさと納税寄附金を主要な財源としております。広尾町の一般財源を使用しないで事業展開がなされているところであります。本町が申請した地域再生計画では、東京都内の小学校のホームステイ事業となっております、「東京都内」と明記されているところでもあります。他の地域の子どもたちとなりますと、財源手当含めて新たな事業設計をしなければなりませんので、現在では、他の地域の子どもたちを対象にしたホームステイ事業は考えていないところであります。

また、この事業は、ホームステイでの触れ合いや漁業・農業体験を通して、子どもたちの力強い成長を支えるだけではなく、都市部との交流により、本町の産業振興や地域活性化、関係人口や交流人口、将来的な移住・定住が期待できる事業でもあります。子どもたちを受け入れることで、農家、漁家も地域資源の価値や、なりわいへの自信や誇りを再認識して、産業振興や地域活性化につなげているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 1つ目のIRについてでありますけれども、IRの中で、まず複合型施設ということで、いろんなアミューズメント的な要素があるからカジノばかりではないのだというのは、本当にそう思っていますかというのが、まず質問であります。

そして、日本で3つつくる中で、外国からのお客さんをこんなにこんなに北海道に呼べるかどうかということについては、いろんな議論もあるけれども、恐らくこんな規模、すごい規模ですね、そういうふうに定められていますから。そんじょそこらの施設ではないわけでありまして、私たちはギャンブル業に精通しているわけではないけれども、どう考えても、これは投下する資本、北海道あるいは国、いろんなまたそのほかの苫小牧の自治体とか、そういうところから資本投下する中で、まず合わないだろうという人がかなりいまして、そして、もちろん直接かかわるであろうギャンブル業界の大手外国資本とか、その辺の人たちは、それは乗ってきますよね、当然。しかし、ここで私たち道民として、やってみなければわからないという感覚で、そういうことをなおざりにしてはいけないと私は思うのです。

その辺、町長としては、いろんなところでいろんな話ししていると思うのだけれども、これは国が言うとおりに、合うだろうというふうに真面目に考えているのかどうかを、真面目にと言うと失礼かもしれないけれども、本当にそう思っているのか、考えてほしいなと思います。

そして、あと今、今年の9月あるいは11月、12月のアンケート調査なども、その結果を見て判断すべきということを言われましたけれども、北海道新聞の調査というのは、たしか500人以上で、調査会社に依頼して、かつ毎月のようにやっています。今ちょうど選挙もないし、いろんな調査を依頼する件が少ないから、ずっと毎月のようにこの調査をやっています。そして、もう明らかにどんどん増えて、7割くらいの方が反対の意を、その調査会社に対して、電話での調査ですけれども、しています。

しかし、町長が言うところのホームページとか、あるいは説明会、その内容を長々とは申しませんけれども、まず説明会に来た人たちにアンケート調査をしますけれども、もちろんこの辺の人たちは、興味があって来るのですけれども、例えば31年の1月から3月まで、そのアンケート調査なのですけれども、来たのは307人、そして回答した人は210人。男の人175人、女の人35人、この辺のデータは見たことはあると思うのですけれども、そしてここでこのIRについては「期待が大きい」というのは59%もあります。そして「懸念が大きい」というのが45人で21%、明らかにIRに期待する人が、ここに来た人ですよ、説明会、確かに多いかもしれない。

そして、あとホームページでの意見を募集していますけれども、これについては、64件あって、男性が51件で女性が13件、そして、このうちの88%の人がIRに対して肯定的、そして否定的な人は11%と、全く先ほども言いましたように、真逆どころか、どっちかがうそではないのかというぐらいに私は思います。

ですから、私が心配するのは、町長もこういうデータ、これは任意の調査ではないわけですから、意識して来た人たち、いわゆる選挙のように1人1票とかいうわけではなくて、これも1件、2件だけでも、それと全く違ってきますよね。よくネットで、どんどんどんどん賛成の意を表するために、自分で何回もイエス、イエス、イエスとデータを打っていくと数になる可能性はあります。この辺の調査は、ダブらないようにしていると思うけれども、いろんな友達などに頼んでどうのこうのという、幾らでも操作できる。そういう操作できるようなデータを道が発すること自体も狂っているし、町長もそれについて、おおよそ検討できると思う。ご自分の感覚というか、この辺は、うそだと言えとは言わないけれども、非常に疑問のある数字だということに思いませんかというのが、私の2番目の質問でありまして、そして加えてパソコンによるデータの収集でありますけれども、もうパソコンで入っていく人たちというのは、高齢者はまず少ない。そういうことで、年齢別にもすごい隔たりがあると思う。隔たりというか、きれいにバランスがとれていなくて、そういうところが完全に欠落しているような部分というのも当然ありますし、そのことも含めて、一切、道が聴取するデータについては、そんなものに対して、失礼ですけれども、余りにもこんな真逆のデータが出ること自体がもうおかしい話ですから、どうか冷静に考えてほしいというのが私の質問であります。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 誘致に当たってのアンケート調査の課題であります。メリット、デメリットは

一般論として言われているところ、私が答弁をさせていただいたところでありまして、賛成する人もいれば反対する人もいるわけであります。このＩＲ問題は、鈴木新知事の公約の大きな柱でもあります。そういった意味では、しっかりと知事も説明できるアンケート調査を当然するのだというふうに思っておりまして、そういったものを判断する判断材料にしていきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） そして、今、判断材料の件で、もう一つこのいろんなデータを道が採取するというか、そういうデータについて、いろいろ検討の基本をそこに持っていくのはいいのですが、あと1つだけこの件について聞きたいのですが、この広尾町の役場に働く職員、ここにおられます。その人たちのこのＩＲに関する感覚、大ざっぱに賛成か反対か、あるいは反対であればこういう理由がメインだとか、賛成するのであればやはり経済活性化だとか、いろんな意見があると思うのですが、首長として、非常に最寄りにいる、そして行政により密接に生活をしている人たちに対してアンケート調査をしないのですかということまで言いたいのですね。その辺、町長は、この場所で、せつかくの町の行政が圧縮したというか、そういう場所にありますから、ここで住民投票をやれとは言わないけれども、その辺の情報の収集はされないのでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この政策の問題につきましては、北海道が判断するところでもありますし、また、誘致をする北海道では苫小牧が今、手を挙げているようではありますが、そういった意味では、そういったところが主体的に取り組む課題だというふうに思っております。

広尾町の住民に対してどうかというところでもありますけれども、本町としては、直接的にかかわるところではありませんので、住民に具体的に意向を聞く予定はないところであります。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 最後のお答えの中で、申しわけないのですが、はっきり言いますと、やはり他人事かというような感覚を得ました。確かに、ここが決断してどうのこうのという問題では

ないです。だけれども、最初に言いましたように、一つの自治体としてやはり影響してくるわけですから、それについては、やはり町長もご自分の意見というか、もう少し具体的に、いろんな問題があるけれども実際にどうかというか、それこそ先送りにもろ手を挙げて賛成するような感じでは、私はちょっと何しにこの質問をしたのかなという気になりまして、別に核兵器どうのこうのとか、そういうのに対して反対とか賛成とかそのレベルではないけれども、やはり非常にごく身近な問題だと思うのですよね。そして、初めてここに賭博場ができて、実際にどういう影響を及ぼしたりするのかということを考えていくと、やはりそれなりの意見を持っているだろうし、そして先ほど私が言ったのは、私は職員の意見も聞いてというのは、別に思想調査でもないし、誰が反対だとか賛成だとかそういうことではなくて、いわゆる無作為にやる、あるいは話し合いでもいいし、いろんな考えも持っていると思うので、私は、この問題くらいイエス、ノーというのがはっきりする問題はないわけで、その辺やっぱりその内容とかやり方とかそういうことで、いろんな議論を闘わせることは、内部においてですよ、ここでやれとは言わないですよ。それが非常に私は大事だと思うし、そして1つ、非常に私は、これは役場に限らず、押しなべて一般的な、そして客観的な考えだと思うのですけれども、自分の考えが果たしてどこに位置するのかという、偏差値ではないけれども、知りたいと思うし、町長もやはり知りたいと思うのです。例えば、広尾町の職員の人の、この件に関して3割ぐらいはどっちとも言えない、あとの7割は賛成がこのぐらい、反対がこのぐらいと、そういう一つの、やはり先ほど言いましたように、行政が凝縮しているこの中で、その辺は、ここで公表しろとは言わないですよ、そのぐらいのことは、せっかくここに来て同じ問題を提起されているわけですから、やはりその辺はやっているとかやっていないとか、そういうお答えを欲しいのであって、それが賛成とか反対というのも本当は欲しいのだけれども、それはもしあったら横に置いておいて、その辺のことは、せっかくこういうところで仕事しているのだったら、そういう論議というのも当然あってもいいのではないかなというふうに私は思うのです。その辺で、そのことについて答えというか考えがあれば、ちょっと教えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） このIRの北海道誘致については、文字どおり知事の公約として、今、進めているところであります。私が答弁を申し上げたのは、一般的に今言われている問題を答弁させていただきました。私がどっちがどうのということではございません。今、北海道知事としても、道民目線、道民の意見を聞いて判断をしたいということでもありますから、ぜひそれを見守るところであります。

ただ、推進する方とそうではない方がいらっしゃって、いろんな心配事が出てきているわけでありまして、そういった心配事を払拭する形が必要ではないかというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） お^だ田議員。

1、10 番（小田） IRは最後にしますけれども、その前に1つだけちょっとIRに関して、余りにも美辞麗句と言ったらあれですけれども、よく言葉として「一人は全員のため、全員は一人のために」という言葉がありますけれども、そうすると、たった一人の例えばギャンブルに興じて大変なことになるというような人も、やはり絶対いるのですよ。その人たちを何人救えばそれでいいのかという問題ではないわけであって、その辺、確かに今、パチンコなんかもほぼギャンブルだとか、いろんなことを言われている。しかしながら、現在の状況から、あえて悪い方向に進む人がいないほうがいいのか、たった一つのために、そのことのために私は、そのことのためにもやっぱり町長はそういう姿勢を基本的に。例えば、どっちつかずというか、それは私の関するところではないということであったとしても、その辺の、一番の問題はギャンブルと、あとは投資して大変な負債を抱える北海道とか国とかということになる可能性があるわけで、とりあえずは大変な状況になるという、依存症になる方がおられるのは間違いない話であって、そのことについてでも、やはり町としてはウオッチしていくとか、いろんなことで町としても検討とか、行く人の中には広尾町の人にもいるだろうし、いろんなこともあるし、そうしたら、いろんなことで弊害も出てくる可能性もありますし、そういうことで言いましたので、お答えは要りませんが、1 番目はそういうことであります。

2 番目の問題について、2 年前の改正の後に、1 つ聞きたいのですけれども、これは議会も多分、私は記憶にないので忘れてしまったのですが、この改正について、町の執行側は、これをテーマに庁舎の幹部会とか、そこで何らかの合意とか話し合いとか、議選の監査委員についてこういうふうに変更があったけれども、関係部署としてはどうだこうだという、そういう意見聴取とか、そういうことはされたのかどうか、そしてその結果はきちんと出ているのか、もう大分たちましたけれども、そのことをちょっと教えてほしいと思います。

そして、今、先ほど議会にもかかわってくることだけれども、どっちが先とか後という問題ではなくて、別にげたはあっちだこっちだということではないと思うので、それはそれでこれからやることについてはいいのだけれども、これが、この改正があったときに、先ほど言ったように、どのような会議でどのように結論があったのかというのを具体的に教えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この関係につきましては、庁舎内について議論はされていないところであります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10 番（小田） それは議会に任せたということなののでしょうか。それとも、町側としては、あずかり知らぬところということではないけれども、ど忘れしたとか。

というのは、私、別にちょちょ重箱の隅ではないけれども、基本的な町の動きといいますか、こういうふうに改正された場合に、関係しているところは、やはり集まってきて、これどうしましょう、こうしましょう。やっぱり聞かれたらどうだこうだというのを先に素早くやっていくのが一番大事なことなので、そのことの確認のために今、最後にその質問をします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この問題で法律改正をされて監査委員を選任しないことができるというふうにされたところでありまして、その趣旨につきましては、先ほど答弁したとおりであります。現状判断して、何か理事者側にとって議選の監査委員さんがあるがゆえに不都合があるのかというところ、そういうところがないわけでありまして、その段階では内部での協議に至っていないというところがあります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） それでは、ホームステイの関係で再質問させていただきます。

私は、今までもずっとしつこくやっているホームステイ、どこかでそうだと聞こえたのですけれども、このことについて、もちろん言われるとおり国から認定されて、そしてふるさと納税と。いわゆる、そういうもう一つの体制といいますか、この事業に対する国とのやりとりや、そして町の姿勢というのはもちろんわかります。だからこそ私は何を言いたいかと言いますと、これが実際の内容は、何だかんだ言っても交流、何だかんだとばかりにしているわけではないですよ。結局その内容が最終的には青少年の交流ということで、そうした場合に、どうしてもやはりサンタランドというものに私はくっつけたほうが町のためになると思う。だから、私は言っているし、つじつまが合うというか。

そして、かつ問題点が幾つか、このホームステイの事業に関しての問題点を最初の質問で述べましたが、恩恵がないと言ったらあれだけれども、広尾町の子どもたちは取り残されて、そして都会の子どもたちだけのための、だけのためと言ったらあれですけれども、交流は結果的にあるかもしれないけれども、それが非常に不満というか、私が不満というよりも非常に、不平等条約という言葉があるけれども、やはり不平等な状態、これを私は是正するための努力をしてほしいと思うのですよ。

もちろん何回も言われているとおり、ふるさと納税のお金があるから何があるから、だから町には問題かけていないどうのこうの。だけれども、そのお金があれば、それを申請した内容、認定された内容とは違う形で広尾町の子どもたちにもこういう事業をやるのが、何回も言っているように、私は広尾町長の責務だと思うのです。このままずっとやっていくというのは、私はとても信じられない。いいかげんにそういう形で変更なりして、この非常に子どもにとって有意義な交流を、ぜひとも広尾の子どもたちにもそのチャンスをあげる、そのためのふるさと納税なりにいろいろ変

換、私はできなくはないと思う。できないというのだったら言ってください、また反論しますから。ですから、その辺の決意なりなんなりがないのかどうかですわ。

そして、ちょっと方向が違いましたけれども、相手先の学校の件ですけれども、私は、まだやっぱりよくわからないというか、理由が特定の荒川区の小学校に固定化すること自体も非常に不思議なのです。なぜならば、やはり何年かやったら、やり方とか、いろんないい効率的な事業、そしてかつ内容についても、一通りスタイルなりを会得したら、そこからは相手先を変えることが、私は広尾町のためになると。何でもかという、そこに対して広尾町の宣伝にもなるし、そして、この広尾町も違う学校から学ぶこともたくさんあると思う。毎年同じ学校だったら、はっきり言って刺激というのはなくなるのですよ。そういう意味で、広尾町としてもいろんなところに、それこそ多方面外交ではないけれども、いろんなことをしていくうちに、私は、この役場にとっても学ぶこともたくさんあるだろうし、そしていろんなことから、やはり活性化していくと思うのです、結果的には。そういうふうにしないと、お金がもったいないと思うのですよ。それはできなくはないし、当然私はやるべきだと思います。答えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員が提案の中で、サンタランドにふさわしい子どもを巻き込んだ事業を実施すべきではないか、そのとおりだというふうに思っております。サンタランドの事業として、やっぱり夢のある、子どもたちを将来どうやって健やかに育てていけるのかということも、サンタランドの大きな事業の柱だと思っておりますので、その辺につきましても、やっぱり違う方向で、しっかりとサンタランドの事業として位置づけをしていくべきだというふうに思っております。その中で、今、サンタランド事業としては、子供の夢を応援するプロジェクト、これもしっかり今、取り組んでいるところであります。議員おっしゃっているのは、地元の広尾の子どもたちのためにというご提案でありますから、その部分もどんな取り組みができるのかということ、サンタランド事業としての観点から進めるべきだというふうに私も思っているところであります。

この子ども農山漁村ホームステイでの取り組みにつきましては、先ほど来からというよりも、以前から何回も議員に説明をさせていただいているとおり、地方創生事業、地域再生法に、法律に基づいて、国にこの事業で地方を活性化させていきたいという申請をして初めて認められた事業でありまして、そこに企業の税制優遇措置が講じられているところでありまして、この事業が認められないと優遇措置もないわけでありまして、寄附もいただけないということでありまして。何度も何度も同じ説明を繰り返して申しわけありませんけれども、そういった事業でこの事業が成り立っているということをぜひご理解いただければなと思っていますところであります。

この事業を進めるに当たって、では広尾町にとってどんなメリットがあるのかと再三のご質問もありますけれども、今、地域だけではなかなか成り立たないわけでありまして、どうやって地方を活性化させていくのかということで、今もう全国どこでも取り組んでいるのが、やっぱり都会とどうやって結びついて交流人口、特に関係人口という言い方をされておりますけれども、そういつ

たところをどうやって増やして地域の活性化に結びつけていくのかというものに取り組んでいるところでもあります。国も、「まち・ひと・しごと創生基本方針」というのが毎年出るわけですが、その中でも都会の子どもたちを地方で経験をさせて、将来は移住につなげていく、都市の人口を地方に、そんな方針のもとに国が方針として掲げている事業であります。その事業にのっとって本町もそういった交流事業をしているわけであります。

それから、他の地域との交流もすべきではないかというご質問でもありますが、やっぱり縁のあるところと交流していく、何かきっかけがあるところと交流をしていく、これがやはり交流事業の基本ではないかというふうに思っております。いろんな地域との交流もあるわけであります。長く西海市との交流、ほかの地域との交流、いろんな団体との交流がありますが、それは短期間で変えていくものではなくて、長く続けていって初めていろんな成果が生まれてくる、交流事業とはそういうものだというふうに思っているところでもあります。どうか、これまでも予算、決算含めていろんな場面で議員とはいろんな意見交換をしているところではありますが、ぜひこの事業についてご理解をいただければと思っていますところでもあります。

1、議長（堀田） おだ小田議員。

1、10番（おだ小田） 済みません、まだ終わらないわ。

今、サンタランドということと、この事業のもともとの目的とをドッキングできないようなことを言っていますけれども、何らかの形でうまくドッキングできるように国と交渉しましたか、最初から諦めていませんか、まずそれが。

確かに、いろんなこの事業の目的から見て、これは合わないだろうというふうに可能性をそういうふうを感じるかもしれないけれども、私はそんなことはないと思うのですね。ふるさと納税だって、はい、3割だ4割だ、何かもうはっきり言って国もめちゃくちゃですよ。だから、この場でもめちゃくちゃにやれるとは言わないけれども、私は、その辺、トライしたのかなと思って。何とか熱意を持ってやれば、サンタランドである広尾町と、広尾町に子どもたちが本州から来て交流することと、何らかの形でうまく考えればできるのではないのかと私は思うのですよ。その辺、何回かトライしたけれどもだめだったというのだったら、その経緯を教えてください。

それと、今きっかけと言いましたけれども、私が認識しているのは、ただたまたま荒川区に広尾関係の人がいて、それで挨拶に行かれて、それでここにするかなという感じでなかったのではないかというふうに思っています。それであれば、何ら特定性の意義はどこにもないわけだから、そうしたら違うことも考えられるのではないですか。違う相手先を選ぶこともできるのではないですか。

そして、今ちょっと忘れたけれども、東京都であればいいのかな、別に荒川区のこの学校というのが決まっているわけではないと思ったけれども、別にそれだって範囲を広げることだって国に頼めば幾らでもできるのではないですか。そういう努力をせず、今までこうやってきたのだからこれでいいのだ、そして変なふうに揺れると、いわゆるあっち行ったりこっち行ったりすると、またいろいろつつかれるからというような感じでは困るのだと思うのだよ、私は。せっかく大金を費やし

てやっているわけですから、やっぱりもっと広く、もっと活性化になるようなことを考えていかないと、はい、これで決まっているのです、はい、済みませんね、こんなのではもったいない。それでは、広尾町の子どもたちも浮かばれない。答えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ぜひ議員、ご理解をいただけるように、ぜひそういう立場に立ってお聞きをしていただければというふうに思っております。

そもそも農山漁村ホームステイ事業を申請したところは、以前申し上げたとおりの趣旨で申請をしているところでありまして、サンタランド事業とそのとき結びつけなかったかということ、そういった目的、趣旨等について国の方針と違うわけでありまして、国の方針に基づいて、この事業を申請したというところであります。

ただ、この事業を推進していく上で、議員がおっしゃったとおり広尾の子どもたちもいるわけがありますから、当然、都会の子どもたちと広尾の子どもたちも交流もこの事業でするわけでありまして、またそれとは別にサンタランド事業としてどう子どもとかかわっていくのがいいのかというところも、ぜひ検討をしていければいいなというふうに思っているところであります。

また、地域の固定の話をまたされましたけれども、やっぱり交流事業というのは、特に子どもの交流事業というのは、子どもたちが北海道まで来るわけでありまして、やはり相当な準備とかいろんな取り組み、出すほうもそうですし、受け入れるほうもそうですけれども、そういった長い積み重ねがあって事業が達成するわけでありまして、毎年のように学校を変えると、学校に対する説明等々について大変な取り組みの、非常に困難性がある、そんなところがあるところでありまして、議員が今おっしゃっていないというふうなこともおっしゃっていますが、シミュレーションをしていただければおわかりかなというふうに思いますけれども、ぜひこの子どもたちの交流事業をご理解いただければと思っております。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 最初の年は、国のお金を得てやったからあれかもしれない。今、一切、ふるさと納税の認めただけいただいて、あとは広尾町で国の支出は何もないわけだから、別にフリーハンドでやれないこと自体が非常に不思議だと思うし、それならそれで違う形でもう1回これをやめて、私が今いろいろサンタランドどうのこうの、広尾町の子どもがどうのこうの言っていることに私は変えるべきだと思うし、あと今、学校を変えることの困難性と。でも、これ一生、何十年もやっていくわけではないのでしょうか。どこかでやめるのですよ、町長、どこかの時点で多分。そうですよね。そうした場合、違う学校に移るかやめるかでしょう。それで何の困難性があるのかとかいうか、だって言語も通じるし、相手は学校だし、身元も確かだし、きちっと折衝していけば何でもできるでしょう。どうしてもできないのかという理由が全くわからないです。言葉が通じれば全てできるの

ではないか。だから、ちょっとその困難性というのは、やる気がないことの困難性であって、私は非常に努力のドの字も全く見えないと思うのです。先ほど言ったように、ただたまに行って、はいとなったのでしょうか。そんな感じで、またたまに行ってどこかからスタートすれば、最初のスタートは大変かもしれない、去年のとおりという感じでないわけだから。でも、最初の年は、そういうふうにして初めてやったわけでしょう。全て始まりはあるのですから、全て始まりの事業、始まりの困難性は全てあるわけだから、どこか一步踏み出して違う学校とやり始めること自体が、私は何ら不思議もないし、今度こちらの学校か、すごい違うと思うのだね。では、今度は大阪の学校か、なるほどどうのこうのと。やっぱりその辺は、余りにも役場としての従来に対する、いわゆる今までの継続性に対する、土俗的な感覚だと私は思いますけれども、どうですか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） なぜ学校を変えないか、困難性があるかというところでまずは説明したいのですが、長く同じところと交流をするほうがより成果が上がるということでもあります。ぜひご理解をいただければと思っております。

なぜ荒川区なのかというところ、当然一つのきっかけとしては、広尾町の出身者がそこで活躍をしているというところがあります。あわせて、荒川区というのは、全国の市町村と地域交流をしている大変珍しい区であります。全国、正確な数字は今、押さえていませんけれども、恐らく30自治体ぐらいといろんな交流を持っているのが荒川区であります。また、荒川区長が中心となって、幸せ、正確な言葉、ちょっと事業がわかりませんが、そういうネットワークも荒川区の区長が中心となって自治体の情報交換をしている荒川区であります。そういったことがあって荒川区の学校と交流をしているということでもありますから、ぜひ正面から向き合って議論をしていただければと思っております。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） ただいまのお答え、全く理解できません。やる気がないということ、その一言ですねという感覚を持ちました。非常に残念です。終わり。

1、議長（堀田） 次に、12番、浜頭勝議員、登壇の上、発言を許します。

1、12番（浜頭） 私は、本町の公園の現状と今後についてをお聞きます。

町内には、丸山公園をはじめいろいろな公園があり、使われ方もさまざまであります。

ただ、遊具に関しては、ありきたりのものが多く、多くの父母たちは、他町村の公園に行くような状況にあります。公園の数よりも、1か所でよいから子どもたちがいろいろな遊びができる大きな公園が欲しいという声も多く聞きます。

また、公園は災害時にはいろいろな使われ方をされることで、防災・減災の観点からも大事であり、今後のまちづくりにも大きな公園は必要と思っています。現在の町内の公園の現状はどのようなになっているのか、また、今後の公園の整備についてはどのように考えているのかをお聞きします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 浜頭議員の質問にお答えをいたします。

まず、町内の公園の現状でありますけれども、十勝神社敷地と隣接した丸山公園、新丸山公園、市街地の小規模公園では、錦町の公園、つつじが丘公園、桜が丘公園、緑町公園、新北樺団地児童遊園、入舟公園があるところであります。これらの公園には、滑り台、ブランコ、シーソー、砂場などの遊具がありまして、毎年、安全点検をした上で使用をしております。大規模な遊具については、新丸山公園には設置をしておりますけれども、ほかの公園には設置をしていないところであります。そのほかには大丸山森林公園がありますが、遊具については老朽化による危険性が増したため、その一部を解体撤去して使用している現状であります。

今後の公園整備についてであります。現在、大規模な公園を整備する計画は持っていないところであります。また、大規模な公園の整備となりますと、非常に高額な費用が必要になることから、本町の財政状況を勘案しますと、なかなかすぐ計画にはできないと考えているところであります。しかしながら、今年度策定に向けて議論を重ねている第6次のまちづくり計画においても将来の課題として取り上げて、補助金などを活用して整備をできないものか、あるいは将来のまちづくりを考えたときに、町民の交流の核となるよう、他の施設と連携して計画できないかなど、さまざまな可能性を検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 浜頭議員。

1、12番（浜頭） 最後に可能性を検討というお言葉をいただいたので本当にありがたいのですが、現状としては、公園の数はあると思っています。ただ、滑り台、ブランコ、シーソー、砂場などの遊具ということで、ちょっと寂しいといえますか、個人的なことを余りどうのこうのというのはあれなのですが、年の離れたおいがいまして、2、3歳ぐらいまでは神社にある丸山公園に連れて行って遊んでいたのですが、もう5、6歳になるとちょっと物足りないようで、実は忠類の公園まで連れていっていました。

また、あと参考程度に言いますと、新丸山公園ですか、あそこも行っただのですが、あそこは変な虫といえますか、いろんな虫がいまして、子どもが半袖、半ズボンではちょっと危ないといえますか、だめなので、夏の暑い日、きょうもきのうも暑いのですが、このような日に子どもに長袖、長ズボン、そして帽子にサンダルもだめですから、長靴で遊ばせるというのはちょっと無理ですから、

ちょっと山に近過ぎたのかなという感じはしました。

あと、大丸山森林公園、あそこも行きました。あそこはやっぱりちょっと山でハードといいますか、私が子どもについていけませんで、やっぱり山の公園だと年寄りにはちょっと大変といいますか、もっと平らなところで大きな公園があればいいなと思うわけで、今はやりというのですか、他町村では本当に大きくて、いろいろな遊具があつて子どもたちが楽しく遊べるところが、今どこの町村でも整備されてきているのですね。そうすると、本町の親御さんたちも、やっぱり広尾にもあんな立派な公園欲しいよねというような要望も来ているのですが、あとやっぱり町長も言っていたように大事な的是お金ですよ、お金がかかりますから。もちろん議員としては、町の財政状況をわかっているわけですから、ただあれしてこれしてというだけではやっぱりだめなので、9月議会には決算もあるのですが、6日の議会でも副町長が言っていたように、決算は赤字ではないのですよね、決して。

ですから、決算して残ったお金を少しずつ少しずつ使って、少しずつ公園を整備していくというのも長い目で見ればできると思いますし、またこれも大きな遊具などの設置には、やっぱり何千万円単位のお金もかかるかもしれないし、大きな金額になるとときには、それはちゃんと町民みんなの健康の増進、そして福祉の向上という大義名分がありますから、そのときはちゃんとした予算づけをしてもよいと思いますし、ちょっと横道になるのですけれども、昔、シーサイドパークの遊園地が閉園になったのですが、あのころは日本全体がそういう時代でもあったので、もうやったこと自体をどうのこうのとはならないとは思っていますが、あそこは遊園地ですから、お金をかけてつくって、お金をもらうといいますか、入園料だったりいろいろな遊具に乗るのに、乗車賃とでもいいますか、いろいろなお金をいただいてやっていくといいますか、やっぱり何かと収支が大事な事業だったと思うのですが、私のこの一般質問は公園についてですから、その収支どうのこうのは余り考えなくてもいいのかなと思いますし、それよりやっぱり一番大事なのは、「広尾の子は広尾で育てる」というのを掲げているわけですから、それが親御さんたちがみんなわざわざ他町村の公園に子どもを連れていくというのは、やっぱり本当に寂しいと思います。

一般質問ということで、ちょっと大きなことを言いますと、実は、さっきの町長の答弁にもあったのですけれども、最後のほうですよ、「将来のまちづくりを考えたときには、町民の交流の核となるよう、ほかの施設と連携して計画できないかなど、さまざまな可能性を検討してまいります」という答弁あったのですが、実は私も考えました。公園を核にしたまちづくりというものを考えてみました。まず、やっぱり立派な大きな公園があり、そばには立派なパークゴルフ場があり、今はまだないのですが、ちゃんとしたトイレのある道の駅があり、何十億円もかかりますから文化ホールは無理でも、少しぐらいの雨なら耐えられる野外のホールがあり、決して大きくはないですけれども、広尾の歴史、文化がわかる場所があり、そしてもう一つは、災害時には多くの町民が、とりあえずはここに来れば何とかなるというような公園は長い目で見て必要と思っています。この先、人口減少が進みますが、暮らしとしては年金で生活する人の割合は確実に増えてくると思っています。そして、本当に忘れたところにやってくる十勝沖地震、それに伴っての津波などの防災の観点からも、何かコマーシャルでもありましたけれども、いつでも誰でもゼロ円で、子どもたちは元

気に遊び、親御さんたちは子育てについていろいろ話し合えるような公園は必要と思っています。

お互い疲れていますし、余り何回もやりとりするようなことでもないので、これでやめますが、町長のお考えを聞いて、私の質問を終わります。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 浜頭議員の、今、後段いろんな理想を語っていただきました。私も思いは同じでありまして、そういったまちづくりができないかなと、できたらいいなと思いをはせているところでもあります。

子どもをどうやって広尾町で育てていくのか、もう大きな課題であります。今まちづくり計画をいろんな専門部会で立ち上げて議論をしているところでもあります。いろんなカテゴリーがある中で、子どもの分野で、やはり議員が今おっしゃったとおり、遊び場が少ない、公園がない、雨降りはどこへ行ったらいいのか、いろんな課題が出ていっているところでもあります。子どもが安全に遊べる場所をつくってほしい、切実な若いお母さん方の声だというふうに受けとめております。

また、今、子ども・子育て支援事業計画という計画の切り替え時期になっています。そこでも住民の方にアンケートをしているところでありまして、「子育て支援について特に期待をするところ」ここの場所については、「子どもが楽しく遊べる場所を増やしてほしい」これが約 70%弱の回答をいただいているところでもあります。そういった意味で、子どもをどうやって本当に育てていければいいのかというところ、しっかりこういった声を受けとめて、計画に盛り込まなければならないというふうに思っております。

ただ、いろんなご質問、提言をいただいているときに財政が大変なのでできないという、そんな答弁はだめなわけでありまして、でも財政がしっかりしていかなければ事業ができないわけでありまして、ではどうやって工夫をするのか。やはり事業の見直し、これも勇気を持ってしなければならぬというふうに思っております。使命を果たした事業、それから負担もいただかなければならぬ事業があれば、率直に見直しをして、今の時代に合った政策の立案にしていかなければならぬというふうに思っているところでもあります。しっかりと財政の規律も大事です。子育て支援も大事でありますから、しっかりと両面にらみ合わせて考えていきたい、そんな気持ちであります。

（「終わります」の声あり）

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす 11 日と明後日 12 日は、議事の都合により休会とし、13 日は、午前 10 時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時42分